

令和8年度石狩市奨学生募集のご案内

本市では、向学心があり、その能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な学生・生徒に対し、返還不要の奨学生を支給しています。

■ 申請できる方 ※以下の要件を全て満たす方が対象です。

- (1) 本人又は保護者が石狩市内に住所を有すること
- (2) 以下のいずれかの学校に在学していること
 - ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）
 - ②中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
 - ③特別支援学校の高等部（専攻科及び別科を除く。）
 - ④高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
 - ⑤学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号に規定する専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定するもの
- (3) 学資に乏しいこと
- (4) 次のいずれかに該当すること
 - ア 学業が優良であること（過去3年間の学業成績の評定平均値が5段階評価で概ね3.0以上）
 - イ 向学心に燃え、修学意欲に満ち、学校復帰への強い意志を有すること（不登校、傷病その他の理由により前年度において概ね30日以上の欠席又は出席停止が認められる者に限る）
- (5) 性行が善良であること

■ 出願に必要な書類 ※昨年度（令和7年度）の奨学生であっても、改めて申請が必要です。

◆本人、保護者が記入、用意するもの

- (1) **奨学生願書**（別記第1号様式）※本人記入
- (2) **家庭状況調書**（別記第3号様式）※保護者記入
- (3) **同意書**（別紙）※保護者記入
- (4) **支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票**
- (5) **学校復帰への意志を表明する作文**
 - ※「■ 申請できる方」の（4）イに該当する場合
 - ※本人記入（400字程度）

※令和8年1月2日以降に石狩市に転入された方、又は保護者が石狩市にお住まいではない方は、所得の確認のため、令和8年1月1日現在に住所のあった市町村の令和8年度（2025年分）市町村民税所得課税証明書を添付してください。

◆学校に作成してもらうもの《学校に依頼をしてください》

- (1) **校長の奨学生推薦書**（別記第2号様式）
 - ※前年に在学していた学校の校長からの推薦が必要です。

- (2) **過去3年間の学業成績証明書**
 - ※詳細については右図をご覧ください。

- (3) **合格通知書又は在学証明書の写し**
 - ※第1学年に在学している方のみ必要です。

【申請書類の入手方法】

- 石狩市教育委員会の各窓口
 - ・学校教育課（石狩市役所 本庁舎4階）
 - ・浜益学校教育課（浜益支所）
- 石狩市教育委員会ホームページ
 - （PDFデータでの提供となります。）



出願に必要な“過去3年間の学業成績証明書”について

現在の学年	提出が必要な学業成績証明書の学年				
	中学校			高校等	
	1年	2年	3年	1年	2年
1年	○	○	○		
2年		○	○	○	
3年			○	○	○

※過年度奨学生であった方や、過去に奨学生に志願したことのある方は、既に提出した年度分については、学業成績証明書の提出を省略することができます。

■ 願書の受付期間 ※受付期間以外では、願書を受付することができません。

令和8年5月14日（木）～令和8年6月12日（金） **【必着】**

◆提出先 教育委員会

・学校教育課（石狩市役所 本庁舎4階）
・浜益学校教育課（浜益支所）

■ 支給金額 ※年1回、8月中に口座振込により支給します。

在学する学校種	奨学金	入学仕度資金	支給期間
高等学校 中等教育学校（後期課程） 特別支援学校（高等部） 専修学校（高等課程）	月額 6,000円 (年額 72,000円)	5,000円	1年間
高等専門学校（第1～3学年）	月額 6,000円 (年額 72,000円)	40,000円	

※入学仕度資金は新1年生のみ支給します。

※奨学金の返還は原則不要です。

（ただし、退学などにより資格条件を欠いたときは、全部または一部の返還が必要となることがあります。）

■ 選考方法 ※奨学金の支給者数は予算の範囲内で決定します。

石狩市奨学審議委員会において審議された後、その結果を踏まえ、教育委員会が決定します。なお、「■ 申請できる方」の（4）イに該当する場合については、必要に応じて面接等を実施することがあります。

選考結果は8月上旬に出願者全員に文書で通知します。

■ 高校生等奨学給付金を受ける資格がある場合の取扱い

北海道が実施する高校生等奨学給付金（以下、「給付金」という。）を受ける資格のある方（「生活保護世帯」または「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であること（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）」または、「年収 490万円程度未満の世帯※1」）が、石狩市奨学生となった場合の石狩市奨学金は、給付金との差額分を支給します。ただし、給付金が石狩市奨学金を上回る場合については、石狩市奨学生の支給対象から除きます※2（詳しくは、別紙「令和8年度石狩市奨学生を志願する方へ」をご覧ください）。

※1 国・道の予算が成立した場合

※2 特別支援教育就学奨励費を受ける資格のある方も同じ取扱いとなります。

■ 奨学生の義務

奨学生となった学年の学業成績証明書を、当該学年末に教育委員会へ提出しなければなりません。

【問い合わせ先】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市教育委員会学校教育部学校教育課
電話 0133-72-3171（直通）
Mail gakkou.k@city.ishikari.hokkaido.jp